

医療福祉相談室だより

発行：三島共立病院医療福祉相談室 2005年 2月号

注意！！

2月8日、介護保険法見直し法案が国会に提出されました

今、社会保障制度がどんどん改悪されてしまっています。

今年に入り、公的年金等控除の廃止が実施され、国民年金保険料の値上げ、雇用保険料の引き上げ、厚生年金等保険料の値上げは、国会で決定してしまっています。介護保険制度の改悪についても、国会で提案され決まってしまう恐れがあります。一方では国は思いやり予算(在日米軍基地駐留経費負担・例えば家族住宅・水光熱費込み、プール、学校等)には1378億円にもお金をかけています。この状況をなんとか食い止めなければなりません。

1: 給付抑制

要支援、要介護1の人は(介護)保険から外し、ヘルパーの生活援助(家事代行型)利用や、福祉用具(杖、歩行器のレンタル等)の利用が制限されます。(福祉用具の見直しは実質的には始まっています) その代わりに、「介護予防」として筋肉トレーニング、食事指導、口腔ケア等(新予防給付)を導入しようとしています。

2: 入所費用の引き上げ

現在、居住費(水光熱費)もとられず、食費も780円/日ですが、それらが全額実費負担(保険外負担)になろうとしています。食費:食材料費、調理コスト全て実費となります。 今年10月からの実施を狙っています

介護度5で課税世帯・本人は非課税の場合【概算】:1割負担、居住費、食費分

老人保健施設、特別養護老人ホーム:現行で4.0万円程度の負担 5.5万円位(大部屋)
(個室だと9.5万円くらい)

介護度5で本人が課税・本人の所得が200万円以下の場合には

特養: 5.9万円 8.7万円(個室だと13.4万円)

老健: 5.9万円 8.9万円(個室だと13.4万円) まで負担が引き上げられてしまいます

3: 通所介護(デイサービス)通所リハビリ(デイケア)、ショートステイの費用も引き上げ

食事代は、現在材料費とは別に、390円の1割負担で提供されていますが、保険の対象から外して全額自己負担となります。また、ショートステイの居住代も保険給付の対象外となってしまいます。

4: 保険料の引き上げ

負担軽減策も新たに盛り込まれました。年金収入が80万円以下/年で、年金以外に収入がない場合には25%~最大50%減額する方向です。しかし、公的年金控除等の廃止・縮小により、住民税が増税され課税世帯となれば、逆に保険料が高くなる可能性もあります。また、負担軽減の具体的内容は市が独自に決めるため、市の裁量となります。

4: 加入者・受給者の範囲拡大

09年度に結論をだすことになりました。障害者福祉と統合する方針を打ち出しています。

以上、利用者の実態が見えていないと思われるような内容ばかりです。私たちの現場の声を伝えていかないと、4のようにますます利用者思うではない介護保険制度になっていく可能性が大です!! 皆さん、署名等、自分ができることでどんどん「声」をだしていきましょう